

一般会計予算決算常任委員会
民生福祉分科会記録

令和5年12月11日

【開催日】 令和5年12月11日（月）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後3時5分～午後3時30分

【出席委員】

分科会長	奥 良 秀	副分科会長	吉 永 美 子
委 員	中 岡 英 二	委 員	古 豊 和 恵
委 員	前 田 浩 司	委 員	山 田 伸 幸

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

福 祉 部 長	吉 岡 忠 司	福祉部次長兼高齢福祉課長	尾 山 貴 子
福祉部次長兼子育て支援課長	長 井 由美子		
社 会 福 祉 課 長	坂 根 良太郎	社会福祉課課長補佐	三 好 正 幸
社会福祉課主査兼地域福祉係長	須 子 幸一郎		
保 険 年 金 課 長	亀 崎 芳 江	保険年金課課長補佐	伊 藤 佳和子
保険年金課主査兼国保係長	鈴 木 一 史	保険年金課国保係主任	大 元 尊 仁

【事務局出席者】

局 次 長	中 村 潤之介	議 事 係 主 任	岡 田 靖 仁
-------	---------	-----------	---------

【審査内容】

- 1 議案第92号 令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算（第9回）について

午後3時5分 開会

奥良秀分科会長 ただいまから一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会を開会いたします。本日の審査日程につきましては、お手元のタブレットにありますとおりに進めてまいりたいと思います。議案第92号令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算（第9回）につきまして、執行部か

らの説明を求めます。

亀崎保険年金課長 それでは、一般会計補正予算第9回について、保険年金課分について御説明します。歳出から御説明いたします。8、9ページをお願いします。上段、3款、1項、1目社会福祉総務費、27節繰出金国民健康保険特別会計繰出金を15万5,000円増額するものです。これは先ほど議案第93号令和5年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）において御審査いただいた、一般会計繰入金に対応する繰出金となります。この歳出につきましては、特定財源があります。恐れ入りますが、6、7ページをお願いします。国民健康保険特別会計繰出金の特定財源として、上段、15款、1項、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費国庫負担金、国民健康保険基盤安定費7万7,000円及び3段目、16款、1項、1目民生費県負担金、1節社会福祉費県負担金、国民健康保険基盤安定費3万8,000円をそれぞれ増額しています。保険年金課分の説明は以上となります。

坂根社会福祉課長 それでは、議案第92号令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算（第9回）の社会福祉課分について御説明します。初めに、お配りしている資料を御覧ください。令和5年11月2日の閣議において、デフレ完全脱却のための総合経済対策として、低所得世帯1世帯当たり7万円の追加支援を行う方針が決定されました。11月29日に重点支援地方交付金の国の補正予算が成立し、国が自治体に年内に補正予算を組むようにとの通知がありましたので、可及的速やかに行うために12月議会にて追加上程となりました。本市では、国から交付される、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち、低所得世帯支援枠を利用して、住民税非課税世帯に対して、1世帯当たり7万円の給付金を支給します。今回の補正予算における支援給付金の対象者は、基準日の令和5年12月1日において世帯全員が令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯です。なお、世帯全員が課税者から扶養されている世帯などは除きます。支給方法については、今回はプッシュ型で今年3万円の

物価高騰対策支援給付金を受取口座で受給し、かつ、世帯構成が同一の世帯、大学生のみと思われる世帯を除きますが世帯構成が同一の世帯については、振込予定日を記入した支給通知書を送付し、給付金の受け取りを拒否しなかった世帯の受取口座に振込を行います。また、令和5年6月1日以降に世帯の状況が変わった世帯や転入された世帯、先ほどの大学生のみと思われる世帯などについては案内チラシと確認書を送付し、返送された確認書により指定口座に振り込みます。周知、広報につきましても今までと同様に、広報紙、ホームページはもちろん、地域交流センターなどにチラシを置くなどして周知してまいりたいと考えております。今後のスケジュールですが、議会で可決いただいた後、速やかに住民税均等割非課税世帯の抽出等に係るシステムの開発の契約を締結し、1月中旬までに発送し、返送された受給拒否届出書や確認書を確認して、2月上旬には振込を開始できるのではないかと考えております。確認書の受付期限は3月下旬の予定です。それでは補正予算書8、9ページをお開きください。歳出から御説明します。3款民生費、1項社会福祉費、10目物価高騰対策住民税非課税世帯支援給付金給付事業費6億560万8,000円を増額するものです。内訳として、3節職員手当等37万1,000円は職員の時間外勤務手当です。10節需用費19万2,000円は事務を行うための消耗品費と印刷製本費です。11節役務費371万8,000円は支給や振込通知書の郵送料及び給付金を対象者の口座に振り込むための振込手数料です。12節委託料632万7,000円はシステム開発委託料と確認書帳票印刷と封入の委託料です。18節負担金、補助金及び交付金5億9,500万円は対象者の非課税世帯を8,500世帯と見込んだ支援給付金です。続きまして、これに伴う特定財源を御説明します。補正予算書6、7ページを御覧ください。15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金5億1,349万円のうち、3億8,513万6,000円を計上しています。今回の交付金事業は国の10割負担ですが、当初は概算での交付であり、令和4年度の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業におけ

る支給世帯数6,688世帯に0.8を乗じた数値が基になるため、事業費の全額とはなっていません。追加の交付限度額の算定に当たっては、今回の事業における支給世帯数から当初概算世帯数を引いた値を基に支給されることとなっております。残りは一般財源で、2億2,047万2,000円となりますこれは19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金からの繰入となります。説明は以上です。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

奥良秀分科会長 執行部からの説明が終わりました。委員の質疑を求めます。

初めに保険年金課分の歳出についての質疑を求めます。（「なし」と呼ぶ者あり）歳入について質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、歳出に戻りまして、社会福祉課分である10目物価高騰対策住民税非課税世帯支援給付金給付事業費について、質疑を求めます。

古豊和恵委員 7万円の給付を予定されていますが、対象者の中には受取りを拒否される方もいます。その理由は分かるのでしょうか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 これまでにも10万円、5万円、3万円とさまざまな給付金事業を行ってまいりました。その中で拒否されるケースは何件かございました。自分は困っていないからとか、給付金をもらう必要はないからとかという理由で断られた方はいらっしゃいました。これまでの給付金につきましては、該当すると思われる方全てに確認書をお送りして、確認書を提出された方に対して給付してまいりました。しかし、今回の7万円の給付につきましては、今行っております3万円の給付に対する追加支給となりますので、3万円を支給した方でその後の状況が変わっておられない方については、このまま振り込むと。ただし、不要な方についてはお申し出くださいという形で文書をお送りする予定にしております。

古豊和恵委員 困っていないから不要だと返事が来た方はいいいですが、中には

その返事すら出せない方もいらっしゃるのではないかと思います。全く返事がなかったこともあるんですか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 確認書等の提出がなかった方もいらっしゃいます。しかし、その中には、実際には住民票どおりの場所に住んでおられない方、施設等に入っておられる方、それから一度は給付金の支給対象ということで確認書をお送りしましたが、その後の確定申告で課税になられた方などもいらっしゃいます。そのため、未支給となっている方全員が拒否されたということではございません。先ほど申しました理由で、そもそも最初から文書がお手元に届かない方がいらっしゃったことは確かでございます。

山田伸幸委員 以前、本当は非課税だから対象になるのに、市が誤って課税世帯だと判断したために給付に至らなかったという例があるわけです。そういったミスを防ぐ手だてはありますか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 適切に申告していただきたいと思っております。今回の3万円の給付に関しましても、当初決定が6月でございましたので、その後に確定申告したことで非課税になったという申出が多々ございました。定期的に課税状況を確認した上で、今年度に非課税となり、給付金の対象となっている世帯については、追加で確認書を送付したところでございます。

山田伸幸委員 世帯主が施設に入っていたり、長期で入院していたりする場合には、家族がいろいろな手続を行うんですが、入院している家族分の確定申告ができるのかどうか、その点いかがですか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 申し訳ございません。そのあたりにつきましては税務課でないとお答えできないと思います。

山田伸幸委員 政府は生活困窮世帯として住民税非課税の世帯を当てはめているわけです。給付金に関する事務は、市が最大限努力する必要があるんじゃないかと思います。特に、締切りがあるわけですから。締切日前に必要な人のところに必要な手当が届かないといけません。特に今はいろいろな物価が毎月のように上がっています。この冬にもかけて、ガソリン代も灯油代も上がっているんで、家計が困窮する方が非常に増えていくと思うんです。その辺で市ができるだけの手だてを取っていくことについては、どのようにお考えでしょうか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 これまでの給付金も同様でございますが、本市では所得を申告していない方等についても、恐らく非課税であろうということで、確認書を送付しております。確認書中において申告していない所得がないかを確認した上で給付してきたところでございます。

中岡英二委員 今後のスケジュールをお聞きします。12月下旬にシステムを導入して対象者を抽出するとありますが、これは市が行うのか、それとも、どこかに委託するのかお聞きします。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 これまでの給付金と同様に、市においてシステムを導入して対象者の抽出を行います。

山田伸幸委員 この場合、市の対象者に通知する締切日と、国に最終的に申請するまでの締切日があろうかと思うんです。その辺はいつになっていますか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 今回の7万円の給付につきましては、先ほど課長が説明しましたとおり、3万円給付済みの方で状況が変わっていない方については、まだ日にちは確定していませんけど、何月何日に振り込みますが、必要のない方はお申出くださいという旨の通知をお送りします。それ以外の方には確認書をお送りすることを予定しております。

これは交付金でございますので、国に対しては実績報告という形で、何世帯に給付金を支給して、そのうち対象となる方が何人という報告をします。国からは、遅くとも7月までに行うことというアナウンスが来ているだけで、正式な文書等はまだ来ておりません。

古豊和恵委員 独居の方もたくさんいらっしゃると思うんです。食事の支度など生活はできるけれども、郵便物の確認まではできないという方もたくさんいらっしゃると思うんです。そういう方たちへの対応はどうされるんでしょうか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 郵便が届いたか届いていないかの確認は、市では行えません。今やっております3万円の給付につきましては、11月に提出されてない方全てに対して、提出しておられませんが、どうなされましたかという旨のお手紙をお送りしております。それによって確認書の提出も若干増えました。できるだけ市民に寄り添った形で提出しやすい形を考えていきたいと思っております。

山田伸幸委員 確認書の提出がまだですよという通知は、大変親切でいいと思うんですが、やはり締切りが大事になってくると思うんです。いろいろな事情で郵便物の確認ができない例を知っておりますし、3か月入院していたら、もう期限が過ぎていたという場合もあるわけです。ですから、最終的な期限までに提出したらよいのか、それとも市が決めた期限で切るのか、その点の市の考え方を教えてください。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 締切日というのは、どこで設定しても線引きにはなってしまいます。今回の7万円につきましては、先ほどから申しますとおり、相当数の方がプッシュ型での支給になろうかと考えております。それに該当せず、確認書を送付する方の件数については、まだはっきりしておりませんが、比較的に目が届きやすい件数になるのではないかと考えております。市の確認書の締切日につきましては、先

ほど申しましたとおり、3月下旬を考えております。下旬といいましたのは、今年度の3月31日が日曜日に当たっているからでして、あまり早過ぎず遅過ぎずというところで設定したいと考えております。

吉永美子委員 以前から、受け取るべき人が受け取れないことが極力ないように、最大限努力していただきたいと申ししてきました。今の3万円の給付金についても、該当しているがまだ出していない方がおられるということですが、どのぐらいの数と認識されているのでしょうか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 3万円の給付金につきましては、当初8,459世帯を対象としてお送りしました。拒否だけではなく、調べてみるとその時点で課税になっていたという方も含めて24件あり、最終的な未支給件数は555件となっております。ただし、この555件のうち、住民票を置いているけど、本当はそこにいない方とか、6月以降に何らかの状況で課税世帯になった方とかもいらっしゃいますので、この555件全てが受け取れなかった方の件数ということではありません。当初の件数からの比較でいきますと、現在555件が未支給ということです。

吉永美子委員 先ほどから話が出ておりますが、今後のスケジュールについて、2月上旬から振込開始で、確認書の受付終了が3月下旬ということですね。ほんの数日で間に合わなかったケースを以前にもお話ししたことがありますね。ほんの何日かでも駄目なものは駄目と切ってしまわれるのでしょうか。先ほど、国からは遅くとも7月までに報告しなさいと言われていているということで、どこかで切らないといけないのは分かるんです。だから3月下旬としていても、例えば4月10日までとか、少し猶予を持たせることは不可能でしょうか。現実にはそういった案件が出たものですから確認させていただきます。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 締切りは締切りですので、それは切らな

いといけません。ただ、今回の補助金に係る提出期間が短いことは確かです。先ほど申しましたとおり、大半の方がプッシュ型での給付になるかと考えておりますので、これまで給付を受けられた方については、恐らくそんなに問題にならないと考えておるところです。

吉永美子委員 システム開発委託料 5 0 0 万円の積算根拠をお知らせください。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 このシステム開発委託料につきましては、国から給付金事業を行うというお話があり、金額を精査する間もなく予算要求を行わなければなりませんでした。そのため、過去に同種の事業で一番高かったときの金額を要求しております。実際にはこれより減ると思いますが、要求時点で正式な見積りが取れませんでしたので、今回はこの金額で出しております。

吉永美子委員 これは競争ではないですね。出された金額に対して、きちんと精査してください。これは全国で行われるわけでしょう。すごい金額になります。ぜひ精査してください。しょっちゅうシステム開発委託料が出てきますので、精査を期待しているところです。またどこかできちんと御報告いただけますね。

坂根社会福祉課長 きちんと精査して御説明したいと思います。

吉永美子委員 帳票類印刷・封入等委託料 1 3 2 万 7 , 0 0 0 円の積算根拠をお願いします。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 こちらは、確認書、確認書用案内文書、プッシュ型の方にお送りするお知らせ型の案内文書、届出書などを印刷し、封入封緘し、また、封筒を作成することを委託するものです。今までは確認書だけを全員に送っていたんですが、今回はプッシュ型の方には別のお知らせ文で通知することになりますので、全部合わせてこの金

額としております。

吉永美子委員 市が計算して出しているということですね。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 こちらにつきましては、仕様を決めて見積りを取っており、その金額で要求しております。

山田伸幸委員 締切りのことをもう一度確認させてください。先ほど3月末頃とされたのは7万円の給付のことですね。現在行っている3万円のほうについては、これも3月末でいいのか、いかがですか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 7万円の給付金の締切りが3月です。3万円の給付金の締切りは、11月末となっております。

奥良秀分科会長 その他委員の質疑を求めます。（「なし」と呼ぶ者あり）歳入に移ります。歳入で質疑がある方はいらっしゃいますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、議案第92号令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算（第9回）についての審査を終わります。以上をもちまして、一般会計予算決算民生福祉分科会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後3時30分 散会

令和5年（2023年）12月11日

一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会長 奥 良 秀